（参考ｅ－１）

不動産賃貸借契約書（案）

貸主　　　　　　　　（以下「甲」という。）と借主　医療法人　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間において、次のとおり不動産賃貸借契約を締結する。

1. 甲は下記建物（以下「本件建物」という。）を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

住居表示

建物の表示

所在

家屋番号

構造

床面積

賃貸借物件の表示

契約面積

第２条　乙は本件建物を診療所以外の目的に使用してはならない。

第３条　本契約の契約期間は、令和　年　月　日から令和　年　月　日までの　　　　　年間とし、賃貸借契約を終了させる意思表示が甲乙双方からない間は、自動的に継続される。

第４条　1.　賃料は（月額）　　　　　　　　　　円（税込）と定め、乙は毎月末日限り当月分を甲の住所に持参若しくは送金して支払う。（遅延利息は年利　％とする）

2.　１ヶ月未満の家賃は日割計算とする。

3.　第１項の賃料が、物価の変動、公租公課の増減、近隣賃料との比較等により不相当となったときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第５条　敷金の受け渡しはないものとする。

第６条　乙は次の各号に掲げる費用を負担する。

一　内部造作及びこれに類するものの契約期間中の修繕費用

二　電気、ガス、水道、電話の使用料

三　衛生費その他これに類する費用

第７条　1.　乙は本件建物を清潔に保持し、修繕その他造作の新設の必要が生じた場合には速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2.　乙は本件建物を明渡す場合、乙の費用で原状に回復しなければならない。

以上を明らかにするために、本契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保管する。

令和　　年　　月　　日

貸主(甲)

借主(乙)大阪府
医療法人
理事長